

国別技能評価システムの概要
(技能評価システム移転促進事業)

更新日：平成 30 年 12 月 28 日
株式会社 J T B

Country		ミャンマー	
所管政府機関 Administrative Government Organization		Ministry of Labour, Employment and Social Security (MOLES) 労働・雇用・社会保障省 National Skill Standard Authority (NSSA) 国家技能標準局	
キーパーソン Key Person	責任者 Responsible Person	Mr. Win Shein, Director General Department of Labour Ministry of Labour, Employment and Social Security	
	連絡窓口 Contact Person	Kyaw Kyaw Lwin, Director of Skills Development Division, Department of Labour, Employment and Social Security	
技能評価制度 Skill Evaluation System	<p>2007年に設立された National Skill Standard Authority (NSSA)を中心として、173職種、92分野の技能標準を各省と連携して開発することが閣議で承認された。技能標準策定のガイドラインは、コンピテンシー方式に基づきドイツ国際協力公社 GIZ が策定し、レベル別4段階に分かれている。</p> <p>産業人材育成ニーズが高いとされた金属加工系、エンジニア系、建築系、観光系等など、以下の25分野については、技能標準を優先策定しており、2018年10月現在、11分野について策定が完了している。</p> <p>(技能標準策定済みの職種) エアコン施工、電気工、大工、ウェイター、アーク溶接、家具製造、レンガ積、ルームメイキング、販売人、キャッシャー、縫製機械作業員</p> <p>(策定中の職種) ガス溶接、自動車整備士、暖房・配管、製造工、空調、コンクリーター、タイル職人、配管工、バルボーイ、家事、自動化農業、農業機材整備士、コンピュータオペレータ・ハードウェア技能者、鉱山労働者</p>		
実施体制	<p>教育省傘下に、政府技術高等学校 GTHS34校、政府技術短大 GTI22校(2016年)があるほか、建設、エネルギーなど業所管省にも独自の訓練システムがある。</p> <p>2013年に制定された New Employment and Skill Development Law でカバーされているのは、(1)雇用管理と労働情報(雇用契約、就職斡旋、採用、労働情報、給料、技能レベル、雇用傾向、政府と民間企業の個人情報等)、(2)国家技能・コンピテンシーの枠組み、訓練、検定と国家資格制度、(3)企業内・民間雇用志向訓練制度、(4)見習い制度、(5)技能競技大会、(6)技能開発資金調達法の6つである。技能開発基金が整備されることとされているが、まだ施行されていない。</p> <p>行政機構及び制度の整備が追いつかず、海外援助機関からの支援による体制整備が積極的に行われている。技能評価分野で特筆すべきものとして、以下のものが挙げられる。</p> <p>ADB (アジア開発銀行)：教育分野の包括的レビュー、国家教育戦略計画策定支援 GIZ (ドイツ国際協力公社)：上記新法整備支援、NSSA の能力向上 JICA：TVET 質的向上プロジェクト、国家技能標準策定支援プロジェクト</p>		

試験概要	<p>主な必要となる技能がコンピテンシーで示され、実施の認証は、実技試験及び面談により審査されている。試験については、現在整備中である。</p>
業界団体	<p>-MES (Myanmar Engineering Society) →国家技能標準作成委員会に参加。自動車工等の技能訓練プログラムの作成委員会等にも参加 -MCEA (Myanmar Construction Entrepreneurs Association) →建築計の国家技能標準、技能評価に参加</p>
SESPP事業の状況	<p>SESPP 事業においては、2013～2017 年度まで現地活動、本邦研修等による技術協力を実施。これまでに実施した対象職種は、3 級の旋盤、電子機器組立、配電盤・制御盤、シーケンス制御である。</p>
システム普及に向けた動き	<p>JICA において、自動車整備の専門家を派遣し、自動車整備にかかる「国家技能標準策定支援プロジェクト」により、国家技能標準の定義付け、試験問題作成を行っている。</p> <p>技能評価の枠組みは、コンピテンシー方式で行われることとなるものの、製造業、建設業の分野で、過去に行った SESPP 事業の成果は、評価者の養成、(受検者のレベル向上につながる) 訓練カリキュラムの整備等に活用されている。</p>

(厚生労働省海外協力室作成)